

長崎大学利益相反マネジメントポリシー

1 目的

長崎大学（以下「本学」という。）は、「長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」との理念に基づき、実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野、豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求解決能力及び想像力に富み、地域及び国際社会に貢献できる人材を育成することを目的（本学学則第1条）」として、高度の教育・研究活動を展開している。

自然と共生し持続的に発展する社会の実現のために、近年、多様で新しい価値観や文明観につながる科学の創造が強く求められている。さらに本学は、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続けることを、使命・責務とし、これまでの教育・研究活動を通じた社会貢献に加えて、研究結果を広く社会に還元していく産学官連携の積極的な推進を期待されている。

産学官連携を展開するに当たっては、大学や教職員等が特定の企業等から正当な経済的利益を得ることや、一定の範囲で責務を負うことは当然である。しかし、そのために、不可避免的に大学の社会的責務や教職員等の大学における責務の遂行に反して大学や教職員等が経済的利益を受けたり、兼業を認められた教職員等が兼業先業務に注力するために大学における責務の遂行をおろそかにするといった状態

（いわゆる「利益相反状態」）が生じる可能性がある。この「利益相反」状態の完全回避を目指すことは、返って産学官連携の障害になることが予想される。しかしながら、例えば、教職員等が本学の職務に対して個人的な利益を優先させていると見られたり、本学外の活動に時間配分を優先させていると見られたりするような状態を放置すれば、場合によっては大学の社会的信頼が損なわれ、さらには大学の教育・研究活動を阻害するおそれさえある。

このため本学は、産学官連携の健全な推進と、教職員等が安心して産学官連携に取り組める環境づくりを目的として、利益相反に関する学内ルールの整備や、システム等の環境を整えるために、ここに利益相反マネジメントポリシーを定め、これを内外に明示する。

これにより、産学官連携が健全に推進され、本学の教育・研究活動のさらなる高度化と個性化を図りたい。

2 利益相反マネジメントの基本的な考え方

(1) 長崎大学知的財産ポリシーで明示されているとおり、教職員等の技術移転活動に対する貢献を奨励し、評価に反映するとともに、教職員等は技術移転を積極的に推進する。

(2) 産学官連携の推進を公正かつ効率的に行うために、教職員等の利益相反が深刻な事態に陥らないように適切にマネジメントを行う。この場合、法律的に合法であっても、公正かつ効率的な産学官連携のため、大学への社会的信頼に則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考えに基づいて行う。

(3) 利益相反マネジメントについて、企業等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより産学官連携を推進する。

3 定義

本学は利益相反を、以下のように定義する。

(1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と、責務相反を含む概念。

(2) 狭義の利益相反

個人としての利益相反と、大学としての利益相反を含む概念。

(3) 個人としての利益相反

教職員等が個人的に得る利益と、所属する大学における個人の責任とが相反している状況。

(4) 組織（大学）としての利益相反

大学組織が得る利益と、大学組織の社会的責任が相反している状況。

(5) 責務相反

教職員等の大学への職務遂行責任と、兼業（外部）活動による企業等への業務遂行責任が両立しえない状況。

4 対象者の範囲

本学に雇用され、職務責任を有する大学役員（学長、理事等）、教職員、契約により研究にかかわる研究員及び学生を対象とする。

5 利益相反マネジメントの方針

(1) 利益相反マネジメントの対象については、基本的に情報公開の原則に従い、活動内容を開示し、その透明性を確保する。その際プライバシーが侵されないよう十分に配慮する。

(2) 阻止すべき事態に至ったと判断される場合には、利益相反委員会において速やかに阻止勧告を行う。

(3) 対象者に対して不服申し立ての機会を与える。

6 利益相反マネジメント体制の要素

(1) 教職員等の関連情報の開示（報告）あるいは学生等からの相談

(2) 必要に応じた情報収集・調査、報告、当事者への助言

(3) 利益相反委員会での審議、適切な措置

(4) 定期的、継続的な啓発活動

7 利益相反マネジメント体制の組織

(1) 利益相反委員会の設置

利益相反マネジメントにかかわる重要事項を審議する機関として利益相反委員会を設置する。

(2) 利益相反ワーキンググループ

利益相反委員会の実務を担当する機関として利益相反ワーキンググループを設置することができる。

(3) 利益相反カウンセラー

情報の一時的な検討、及び日常的な相談窓口として、利益相反ワーキンググループから独立した利益相反カウンセラーを設置することができる。

8 利益相反マネジメントの方法、手続き

(1) 自己申告書の提出

教職員等は、上記の定義に照らして該当する場合、あるいは利益相反カウンセラーに求められたときは、利益相反委員会に自己申告書を提出しなければならない。

(2) モニタリングの実施

利益相反ワーキンググループが必要と認めた場合には、教職員等にモニタリングを行い、その結果を

利益相反委員会に報告する。

(3) 利益相反に関する情報開示

利益相反委員会は、教職員等の利益相反のリスク等に関する審査結果を利益相反ワーキンググループを通じて、利益相反マネジメントの対象者に通知するものとする。利益相反委員会は、必要に応じ、(5)に留意して、利益相反取引に関する透明性を確保するために必要な情報開示を行う。

(4) 利益相反カウンセラーの活用

教職員等は、随時、利益相反問題について利益相反カウンセラーに相談でき、必要に応じて顧問弁護士等専門家のアドバイスを受けることが出来る。

(5) プライバシーの保護

利益相反委員会は、教職員等及びその親族等のプライバシー保護の観点から、報酬、資産等に関する自己申告内容及び審査結果の公表については適切に取り扱う。

(6) 研修の実施

利益相反委員会は、初任職員研修、定期的職員研修等で、利益相反問題への適切な対処に必要な研修を実施する。